

★核兵器廃絶に向けて

○24番（森戸洋子議員）

まず、第1に、非核平和都市宣言をしている小金井市として、核兵器廃絶に向け更なる取組について問うという問題であります。

北朝鮮が過日、核実験を行いました。ここにいらっしゃるどなたもお怒りのことと思います。世界と地域の平和と安定にとって重大な脅威であります。国連の安保理事会決議を始め、6か国協議の共同声明、日朝平壤宣言に違反する暴挙であり、断じて私は許すことはできません。

今、アメリカ、そして北朝鮮両国の軍事的な緊張がエスカレートするも、万が一の事態が起こるならば、その被害は日本にも及ぶことは明らかであります。全世界ということもあります。安倍首相は対話のための対話は意味がない、こういつて軍事、経済の圧力を強める姿勢をとられています。アメリカ政府に対して対話の必要性を説くことに力を注ぐべきではないでしょうか。

今日、皆さんにご配布させていただいた資料であります。世界の核兵器の実態という資料を、1枚目の一番最初にお示しさせていただいております。今、世界の9か国が核兵器を持っていると言われております。世界で1万5,000発近い核兵器が存在しているわけです。核の傘に入れば安全である、これはもう神話であり、今こそ核兵器のない世界を作っていくことが求められているのではないのでしょうか。

人類滅亡の危機とさえ言われていることを、私たちは深刻に受け止めなければなりません。そして、子どもたちや孫たちが生きていく未来社会に平和を引き継いでいかなければならないと痛感しています。

西岡市長は、この北朝鮮に対して数々の抗議をされていますが、この間の対応について確認いたします。

○市長（西岡真一郎） 森戸議員の一般質問にご答弁いたします。

市長就任以来、私が朝鮮民主主義人民共和国に対してどのような対応をとってきたかのご質問でございます。朝鮮民主主義人民共和国に対し、私の対応でございますが、核兵器のない世界の恒久平和を希求する小金井市といたしましては、核実験の実施に対しては断じて容認できないと考えております。

また、日本上空を通過する弾道ミサイルを発射するなど、日本国民の生活の安全を著しく損なうような行為があった際には厳重に抗議すべきだと考えており、市長就任以来今日まで、5回にわたり抗議文を送付しております。まず、平成28年1月6日に水爆実験を実施したとの報道を受け、1月8日付けで抗議文を送付しております。続いて、同年2月7日に人工衛星と称する事実上の長距離弾道ミサイルを発射したとの報道を

受け、2月8日付けで抗議文を送付しております。次に、9月9日に、核実験によるものとほぼ断定できる地震波を観測したとの報道を受け、9月9日付けで抗議文を送付しております。次に、平成29年8月29日に弾道ミサイルを発射し、日本上空を通過して襟裳岬東方約1,180キロメートルの太平洋に落下したとの報道を受け、8月30日付けで抗議文を送付いたしました。最後に、つい先日になりますけれども、平成29年9月3日に、6回目となる、最大規模とも言われる核実験が実施されたことに対し、9月5日付けで抗議文を送付しております。

○24番（森戸洋子議員） 市長としても同じ思いで抗議声明を挙げていただいているということには心から感謝申し上げたいと思います。

さて、今年7月、日本では七夕の日だったわけですが、国連では核兵器禁止条約が122か国の賛成で採択されました。国連加盟国の3分の2が賛成するということでした。被爆国、被爆者、そして長年、核兵器廃絶運動に携わった方々、そして、2020年までに核兵器をゼロにすると誓った平和首長会議に参加する日本と世界の首長を始め、多数の人の粘り強い活動の成果であったと私は思っております。

私は、高校1年生の時に、この原水爆禁止広島大会に参加したことを今でも覚えております。大人の方と学び、そして、一緒に署名を集め、大会に参加いたしました。戦後72年、粘り強く、雨の日も風の日も草の根で取り組んできた核兵器廃絶の運動がこうして実を結んだことに、私は、政治は変えられる、決してあきらめない、このことを教えてくれたと思っています。

小金井市が加盟している平和首長会議は、いまや、世界の162か国、7,600を超える市が加盟するところにまで広がっています。

特筆すべきことは、今年6月23日にトランプ大統領のお膝元であるアメリカの市長会議、全米市長会議と言いますが、日本では全国市長会だと思いますが、この平和首長会議を支持する声明を発表したことであります。皆さんのお手元の2枚目の一番最初に全米市長会議における核軍縮に関する決議文ということが述べられておまして、この中では、全米市長会議は核兵器廃絶につながる歴史的な核兵器禁止条約交渉が、世界の大多数の国々の参加を得て、国連において開催されていることを歓迎する。全米市長会議は、米国及びその他の核保有国が本交渉への参加を拒否していることを深く憂慮するというので、トランプ政権がこの核兵器禁止条約に反対をしていることに極めて不快な思いをされているということでもあります。

そして、同時に、一番最後の行でございますが、米国の全ての市長に対し、2020年までに1万都市加盟を目指している平和首長会議に加盟するよう要請するというので、全米、アメリカ全体を挙げて、この核兵器禁止条約に参加していく声が広がっているということでございます。

先日、8月7日から9日まで、原水爆禁止世界大会がございました。私も、皆さんの募金によって参加させていただきましたが、この世界大会の中でも、世界の中にこの核兵器廃絶の流れが大きく広がっていることを確信いたしました。

今回の世界大会には、ヨルダン、イスラエル、パレスチナを始め、世界各国の代表が集まったわけですが、私も何度か出ておりますが、こんなに世界の人たちが参加し、そして、直接的に交流した会というのは本当に初めてでございました。

核兵器禁止条約は、この9月20日に、国連で各国の署名式を行い、50か国以上が署名すればこの条約は発効いたします。この核兵器禁止条約は、被爆者の受け入れ難い苦しみに留意するとともに、いかなる核兵器の使用も国際人道に反していることを考慮することや、核兵器の開発、実験、製造、保有、威嚇を禁止することなどをうたっています。人類史上初めて核兵器が人道的に駄目だということではなく、違法な兵器として位置付けられることになり、世界は新しい段階へと一歩進むことになっていくのだと思っています。

核兵器禁止条約について、日本政府は署名しないとしています。しかし、平和首長会議は、この日本政府に対して、今日、皆さんにお示ししています1枚目の裏面、核兵器廃絶に向けた取組の推進についてということで、内閣総理大臣宛ての要請文を渡されました。この中では、この核兵器禁止条約を実効性のあるものになるよう力を尽くしていただきたいということを要請されているわけです。

そこで伺いますが、この間、平和首長会議は、この核兵器禁止条約の問題についてどういう取組を行ってきたのか。そして、併せて、小金井市長としてこの核兵器禁止条約の批准を政府に要請すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（西岡真一郎） 平和首長会議でのこれまでの取組や私の考え、そして、小金井市として政府に対して働きかけを行わないかということにつきましてご答弁させていただきます。

本市は、平和首長会議の取組の趣旨に賛同し、平成21年8月に平和首長会議に加盟いたしております。

平和首長会議の活動状況についてのご質問でございますが、核兵器禁止条約が採択された7月7日、先ほどもございましたけれども、会長の松井広島市長より、新条約が採択されたことを祝すとともに、全ての国の条約締結を促進することを次の課題とし、新条約を法的実効性のあるものにしていくために取り組んでいく旨の声明が発表されております。

また、平和首長会議の総会が行われた8月10日には、核兵器廃絶と世界恒久平和に

向けて全力で取り組むことを誓う長崎アピールや、核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議が発表されています。そして、8月23日には、副会長の田上長崎市長などが河野外務大臣を訪問し、この二つの文書とともに、8月9日付け安倍内閣総理大臣宛ての、核兵器廃絶に向けた取組の推進についての要請文が手渡されております。

9月3日の朝鮮民主主義人民共和国による核実験の実施に対しましては、全ての核兵器と核計画を即刻放棄し、国際社会との対話と協調による外交努力を誠実に行うよう、改めて強く要請する旨の抗議文が送付されております。

また、平和首長会議への私の参加についての考え方もちょっと申し上げておきたいと思いますが、この平和首長会議が行われている会議に、総会と国内加盟都市会議の二つございます。総会につきましては、広島市または長崎市を会場として4年に1度の開催とされております。今年は長崎市で開催されたところですので、今回は平成33年ということになります。

国内加盟都市会議につきましては、おおむね年に1回程度開催されております。会場につきましては、広島市または長崎市が多いものの、平成26年は長野県松本市、平成28年、昨年は千葉県佐倉市で開催されておりますので、今後、会場及び日程から判断して、参加可能であれば、私も是非、参加してみたいと考えております。

また、政府に対する働きかけの考え方でございます。核兵器廃絶と世界の恒久平和の願いは、私も変わらないところであります。過日、国連で採択された核兵器禁止条約には122か国が参加しているとのことですが、一方、核保有国や、日本も含めドイツ、オーストラリアなどの核兵器不拡散に取り組んでいる非核保有国も、参加していない国が多数ある状況でございます。

核兵器により核兵器を抑止するという考え方が決して正しいとは思いませんけれども、日本とアメリカとの安全保障上の関係も考えなければならないと思っております。日本に求められていることは、唯一の被爆国としてその悲惨さを世界に訴え、同じことが二度と起こらないよう、核兵器の廃絶へ向けて取り組むことであるのは間違いないことであり、私もそのよう思っておりますが、平和首長会議から安倍内閣総理大臣に宛てた要請文にもありますとおり、核保有国と非核保有国の橋渡し役としての行動も求められております。非核保有国を始めとする多数の国が不参加という現状において日本が参加することが、核保有国、特にアメリカとの関係に影響を与えることにつながってしまうと、橋渡しという役割が担えなくなるのではないかと、このところが熟慮しなければならない点だと思っております。

今回、国連で核兵器禁止条約が採択されたことはとても大きな前進であると思っております。唯一の被爆国として参加することが日本の務めではないかとは感じております。しかしながら、核保有国が参加しない状況にあっては、実効性が担保されないという課

題も残されていると思っております。

以上、小金井市単独で日本政府に働きかけを行うというよりも、現時点では、私は、平和首長会議の加盟団体の一員として協力できることに力を尽くすことが大切だと考えております。

○24番（森戸洋子議員） 最初の質問のところは良かったんですが、最後、何だかちよっとトーンが落ちちゃったなと思います。

全体として、橋渡し役を日本政府は果たしたいと言っていたわけですが、しかし、世界の流れは核兵器は禁止する方向に流れているわけです。戦争被爆国としての日本が果たすべき役割は、やはり、核保有国に対してもしっかりと核兵器廃絶の道を切り開いていく、そのことではないかと思えます。

アメリカとの関係を気にして核の傘に入っているのは、日本はより一層危険になることは明らかであります。今後とも、市長とはこの核兵器問題で大いに議論もしていきたいと思いますが、先ほどの答弁は大変残念であると言わざるを得ません。ただ、首長会議で頑張りたいとおっしゃっていますので、その点は是非、一緒に頑張っていきたいと思えます。

続いて、平和施策を更なる前進をさせるということでもあります。私たちが子どもたち、そして孫たちのために戦争を語り継ぎ、戦争のない、核兵器のない社会を目指していくことが求められています。小金井市としても、様々な取組がこの間も行われておりまして、広島から送られてきたアオギリの植樹、また、10月4日には被爆者の体験を聞く会なども開催される予定になっています。

平和施策を推進するために幾つか伺いますが、

一つは、長崎市役所に、今日、皆さんの資料の一番最初の右側にあるんですが、市役所前を通りましたら、こういう看板が出ていました。被爆者と被災地の平和を願う切なる訴えが世界を動かし、国連で核兵器禁止条約が採択されましたということでありました。伺いたいのは、こういう新しい看板を、小金井市も準備して、市民的にも呼び掛けていく必要があると思えますが、いかがでしょうか。

二つ目に、原爆パネル展です。毎年、市役所のロビーとか、今年は市民交流センターで行われましたが、今後は、市民交流センターでも行いながら、公民館などを活用して巡回をさせてはどうかと思えますが、いかがでしょうか。

3番目に、平和首長会議では、今年の9月21日を国際平和デーと位置付けて、何らかの行動が呼び掛けられています。横断幕の掲示、また、お寺や教会で一斉に鐘を鳴ら

す、防災の放送で、今日が国際平和デーであるということをお知らせするなど、こういうことができないだろうかと思っておりますが、見解を伺います。

○広報秘書課長（天野文隆） 平和施策の更なる前進ということで、まず、1点目、核兵器禁止条約が採択されたことを受けまして横断幕を作成しないかというご提案でございます。

現在、本市では、「核兵器廃絶の国際条約締結で核兵器のない地球を」というものと、「核兵器をなくして世界に平和を」という2種類の横断幕を所有しており、市内5か所に、毎年7月中旬から8月中旬にかけて約1か月間掲出してあります。現在所有しているものと同程度のものを作成した場合の見積りを徴したところ、およそ10万円ということでした。また、市によって、平和推進事業の取組は様々な形で行われておりますので、一概に比較できるものではございませんが、横断幕の設置数ということで近隣他市と比較いたしますと、決して本市は少なくないというような状況でございますので、当面は、現状のまま取り組ませていただき、核兵器禁止条約に関しまして、小金井市として新たに取組むべき必要が生じるようなことがあれば、その際に改めて検討させていただきますと考えております。

2点目に、原爆写真パネル展示を各公民館等で巡回して行わないかというご提案でございます。原爆写真パネル展示につきましては、現在、第二庁舎1階正面入り口におきまして、7月中旬から8月中旬にかけての約1か月間、それから、小金井 宮地楽器ホールにおきましては、8月初旬の約1週間行っているところでございます。

現在は、展示できるスペースに合わせてパネルを選んで展示している状況でございますので、展示可能なスペースが確保できれば、他の施設での実施も可能だと考えております。施設所管部署との調整が必要となりますが、次年度以降、ご意見を参考に検討させていただきます。

最後に、国際平和デーの取組についてのご質問でございます。まず、国際平和デーとは、国連が定めた平和記念日で、国際平和を推進していく日として、全ての加盟国等に対し、適切な方法で祝うよう呼び掛けられているものでございます。

ニューヨークの国連本部では、毎年この日に国連事務総長が、1954年6月に日本が寄贈した平和の鐘を鳴らす特別記念行事が行われております。加盟団体である岐阜県高山市がこれに賛同し、一斉鐘打というものを全国の加盟団体に呼び掛けております。

また、平和首長会議の事務局がある広島市では、平和の鐘を鳴らすとともに、黙祷に合わせ、2020年までの核兵器廃絶をという平和首長会議の横断幕を掲出してあります。

横断幕の掲出や市内の寺院、教会等での一斉鐘打をというご提案でございますが、こ

の趣旨に賛同して取り組んでいる加盟団体の例としては、市役所庁舎前にある友情の鐘というものを鳴らしている秋田県秋田市、それから、市内の公園に設置してある平和の鐘を鳴らしている大阪府枚方市、1分間サイレンを鳴らしている静岡県三島市など、独自のやり方で実施している例もございます。

関係団体との調整、住民への周知など、準備に一定、時間を要すると思いますので、すぐに実施するという事は難しいと考えておりますが、本市として、この趣旨に賛同の上、何かできることがないか、他市の例なども参考にしながら研究してみたいと思います。

○24番（森戸洋子議員） 是非、鐘を鳴らすことはそんなに難しい話ではないと思うので、予算は掛かりませんので、是非、近くのお寺でも構いませんが、一つのお寺でも、寺院でも鳴らすことを含めてご検討をお願いしたいし、サイレンなども是非、お願いしたいと思います。

決算特別委員会でもやりたいと思いますが、「私の便利帳」には非核平和都市宣言が載っていないんですね。男女平等宣言も載っていないし、またこれは決算特別委員会でやりますけれども、ぜひ、そういう宣言は大事にしていきたいということは申し上げておきたいと思います。

★国民健康保険税の軽減を

続いて、国民健康保険の関係について伺います。国民健康保険制度が来年から変更されていきますが、この問題は、社会保障制度として国民健康保険が国民の命と健康を守るものになるかどうか問われる問題だと考えます。

まず、改めて、国民健康保険制度がどう変わるのかということで、今日、資料の2枚目、3枚目、4枚目、お示ししています。都道府県単位化になるということですが、全体的に、医療費の水準を都道府県が算定し、その中で、市町村ごとの納付金を決定して、その市町村ごとの納付金に基づいて各区市町村が保険料を徴収し、納付金を払うと。その納めた納付金を含めて都道府県が、小金井市だったら小金井市にかかった医療費を保険給付費として交付してもらい、その交付金を小金井市は国民健康保険連合会に払うと、本当にややこしい制度になってきたわけであります。

国民健康保険制度の変更について2というのをご覧いただければそのことが分かりますので、是非、見ていただきたいのですが、まず、納付金を、小金井市が東京都に納めることとなりますが、納付金はどのように計算されるのでしょうか。

それから、今回の制度変更で、財政安定化基金が新設されます。小金井市が東京都

に支払うべき納付金は 100%支払わなければならないのですが、その収納率が 100%に足りなかったときを含めて、小金井市がこういう財政安定化基金を使うのか、何らかの形で補填しなければならない状況になるのではないかと思います、その点でどうでしょうか。

それから、もう一つの新しい制度が、保険者努力支援制度であります。これは、資料の 3 枚目の国民健康保険制度の変更についての 3 を見ていただくと分かるんですが、一定のインセンティブが付けられて、病気の重度化、収納率、これらが克服されれば 40 点、特定健診の受診率、保健指導実施率の向上は 20 点、地域包括ケアの推進が 5 点、厚生労働省が市町村に対して加点方式で採点をし、国の補助金の中の特別調整交付金に反映されるということであります。この特別調整交付金について、市はどのように把握されているのか、以上 3 点、伺います。

○市民部長（藤本 裕） まず、新制度、平成 30 年度からの国民健康保険制度に基づく納付金はどのように計算されるのかということです。納付金は、医療費分、後期高齢者支援分、介護分にそれぞれ分けて算定を行い、最後に合算した額が当該市町村の納付金総額となります。医療費分は、年齢調整後の医療費水準、所得水準による調整を行い、後期高齢者支援分、介護分は所得水準により調整を行い、都道府県内区市町村に配分いたします。

医療費分の納付金算定を例に挙げます。まず、都道府県は医療給付費の見込みから、前期高齢者交付金や定率国庫負担などの公費等の見込みを差し引くことで、当該都道府県全体で集めるべき納付金の総額である納付金算定基礎額を算出します。年齢調整後の医療費水準により調整を行い、当該都道府県内の市町村に当該水準を反映させた納付金の配分とすることが原則ですが、都道府県内で統一の保険料水準とする観点から、当該調整は反映しないようにすることも可能としております。

納付金で集めるべき総額のうちおよそ半分を市町村の所得シェアに応じて配分、残りを被保険者数のシェアによる配分が基本ですが、その比率につきましては、当該都道府県の所得水準に応じて決定いたします。この医療費水準による調整、所得水準による調整により、区市町村ごとの納付金基礎額を算出した後、区市町村ごとに個別の調整を行い、各区市町村の納付金を算定することとしております。

続きまして、納付金、交付金等、財政安定化基金の関係です。納付金は一度算定し、配分を確定させた場合は、市町村の国民健康保険運営の安定化のため、年度途中の修正、清算等を行わないことを原則としております。市町村は徴収した保険税等を財源として、定められた納付金を都道府県に支払います。

一方で、都道府県は定率国庫負担等の公費と市町村の払う納付金を財源に、区市町村の保険給付に必要な費用を全額市町村へ交付します。制度改革後の給付増や保険税収納不足となった場合に備え、都道府県に財政安定化基金が設置されますが、貸付、借入は都道府県及び市町村に対し行うことを可能としております。都道府県全体で給付増が生じた場合は、都道府県が当該年度の不足額を借り入れ、翌年度以降、納付金に含めて、市町村から徴収し、原則3年間で償還します。市町村において収納不足が生じた場合は、当該市町村が借り入れ、償還することになります。交付につきましては、モラルハザードが生じないよう、特別な事情の場合に限定し、保険税収納不足額の2分の1以内とされています。いずれにしましても、財政安定化基金から借入を行った場合は、不足を生じた翌年度以降の納付金や保険税率に影響することになると考えます。

また、保険者努力支援制度によるインセンティブ等のことについてです。制度改革とは関係なく、保険税の収納率向上は、国民健康保険制度の適切な運営に必要なことです。滞納整理は法に基づいて適切に行っておりまして、今後も同様と考えます。保険者努力支援制度は、都道府県分と市町村分があり、実施項目の評価に応じて交付金の配分を受けることができます。この交付金につきましては、納付金算定に反映されることとなるため、交付金の獲得により、保険税増加の抑制につながることを考えられます。交付金の獲得のみに捉われず、健診受診率向上の取組によって早期発見、早期治療につなげ、医療費の抑制を図ることができれば、保険税も抑制することができるというように、制度の維持に効果がある取組の推進を図るための制度と考えます。

○24番（森戸洋子議員） なかなか、言葉だけでは説明を聞いても分からないところはあるんですが、いずれにしても、この納付金は100%納めなければならないということであります。

それで、国の基準でいうと、例えば標準保険税率というのを決めるわけですが、都道府県の標準設定では、標準的な収納率は、10万人以上だと88%の収納率なわけですね。しかし、小金井市は、過年度分、滞納繰越分を合わせると80.2%ということで、88%からすると8%足りないわけですね。平成28年度決算で見ても、決算は現年度分、滞納繰越分は予算以上に出ているわけですが、過年度分が低い、こういう現象が起これば、どうしても借りざるを得ない、もしくは、先ほどおっしゃいましたけれども、滞納の整理、また徴収強化、こういうことにつながるのではないかと思います。

その点からすると、このやり方でいけば、過酷な保険税が課せられて苦しい生活に加入者が追い込まれるという状況になりかねない制度だと思えます。

これまで、各市が国民健康保険の運営協議会などもこの間、行ってきました。これらはどうなるのか、そして、この都道府県単位化によって業務が複雑化することはないの

か、準備体制が間違いないように、適切に職員配置など行われているのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

○市民部長（藤本 裕） まず、今回の制度変更で更なる貧困を生み出すことになるのではないのかということです。

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みではありますが、年齢構成が高く、医療水準が高い、また、所得水準が低く、保険料の負担が重い、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在するという、構造的な課題を抱えております。この10年間で、70歳以上の高齢者数は1.3倍に、国民医療費は1.3倍になりました。団塊世代が全員75歳以上になる2025年には、国民医療費の総額は61.8兆円にもなると見込まれております。

国民皆保険制度を将来にわたって守り続けるために、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担うことになったということです。この国民健康保険制度は、国民皆保険の最後の砦でありまして、持続可能な社会保険制度の確立を図るためにも、この平成30年度からの制度見直しは必要であり、また、重要であると考えております。

また、国民健康保険運営協議会の位置付けです。国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法に基づきまして、保険者が設置する国民健康保険事業の運営に関する協議会となります。都道府県に設置される運営協議会の主な審議事項は、国民健康保険事業費納付金の徴収、国民健康保険運営方針の作成と定められておりまして、市町村では保険給付、保険料の賦課等と定められております。

協議会につきましては、本市の場合、協議会の運営規則により、協議会は市長の諮問により、次の事項を審議し、必要あるときは市長に建議するということになっております。本市の協議会の運営につきましては、以前と同じような形で継続されるものと考えています。

それと、今度は業務が複雑になるのではないかとということです。今回の制度改正におきまして、都道府県は安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、都道府県内の統一的な運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進するとされております。市町村事務の広域化及び効率化実施に向けた取組を、都道府県ごとに推進することとなります。また、制度改革に伴いまして、資金の流れや支払い業務に混乱や支障が生じないよう、国は国民健康保険給付費等交付金ガイドラインの修正や市町村の事務負担軽減を図るための都道府県による審査支払機関への診療報酬の直接支払いの検討なども進めております。

職員の体制については、新しい制度に支障がないように、しっかり準備していきたいと考えております。

○24番（森戸洋子議員） 国民健康保険の運営協議会にも被保険者の方が出られておりますが、是非、国民健康保険加入者の声が反映できるように、引き続き取り組んでいただきたいと思っております。

厚生労働省が国民健康保険新制度のガイドラインを6月に発表しています。

東京都の小池都知事は情報公開するんだとおっしゃっているわけです。ですから、是非、そこは小池都知事に要請していただきたいんです。区市町村は3月の定例会じゃないと条例を準備できないなんていうことは、やっぱり、なかなか難しいですよ。制度が非常に複雑に改正されている中でいるわけですから、そのことは是非、要請していただきたいと、小池都知事の公約じゃないかということ、市長、堂々と言っていたいただきたいんですね。それは要望しておきたいと思います。

2年連続で黒字となった国民健康保険税を引き下げないかという問題について伺います。2015年度国民健康保険会計は5億円の黒字でありました。ところが、2016年度予算の最終補正で、市は1億円を積み立てたものの、残る4億円を特別会計に繰り出しを行いました。

しかも、これは国民健康保険の運営協議会の委員にも十分に知らされていないということが、過日の運営協議会でも明らかになり、批判が出されました。

この国民健康保険税を3年連続で値上げしたわけですね。そして、黒字分の大半を一般会計に出すべきではないということを主張してきたわけですが、こういうやり方はやっぱりおかしいと思えます。この黒字分を活用すれば、年間1人当たり1万円の引下げは可能でした。国民健康保険税が高過ぎて払えないという状況が生まれている中で、市民の暮らしを守る立場から、国民健康保険税の引下げを強く求めるものであります。

今回の制度変更で、国民健康保険税は東京都から示される統一保険料で行くのか、それとも、区市町村の高齢者の人数や医療費、所得などを見て決定していく標準保険料で行くかが問われているのではないのでしょうか。

既に特別区は統一保険料になっています。医療保険料と後期高齢者支援金の合計で、1人平均で年11万8,441円です。小金井市、2017年度予算ベースで医療保険と後期高齢者支援金を合算して加入者1人平均を出すと、9万1,219円なんです。特別区は11万8,000円ですから、2万6,000円の差があるわけです。ということは、必然的に、この医療保険料、後期高齢者支援金分の国民健康保険税は上がらざるを得ないんじゃないのでしょうか。しかし、これは繰入金8億円を導入したということが前提であります。もし、この繰入金8億円が入らなければどうなるのでしょうか。1人当たり3万円の値上げにならざるを得ず、加入者1人当たりで計算すると3万4,948円、今年度は繰入金

8億8,500万円、2万5,323人の加入者として計算すると、3万4,948円、繰入金が入らなければ、これは加入者の負担になるんです。

特別区と2万円の差があり、なおかつ、繰入金3万4,000円入らなかつたら、5万円ぐらい負担増になるというのが明らかではないでしょうか。4人家族で言えば20万円の増税、こんなことは絶対に、私たちは容認できないわけでありまして。

そこで伺うわけですが、一つは、この国民健康保険税について、統一保険料ではなく、各区市町村の実情に合わせた保険料にするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それと、もう一つは、国民健康保険加入者、先ほど部長もおっしゃいました。資料の一番最後を見ていただきたいと思います。各保険者の比較ということで、市町村国民健康保険と協会健康保険、組合健康保険、共済組合とありますが、加入者の平均年齢51.5歳、65歳から74歳が37.8%、他の組合健保に比べても平均年齢が高いです。加入者1人当たりの医療費も、高齢者が多いですから、高齢者だけではないんですが、当然高く、3倍ぐらいになっています。加入者1人当たりの平均所得はどうか、三つの健康保険と比べても一番最低、3分の1という状況であります。つまり、年金生活者や自営業、そして被用者もいるとは思いますが、所得の低い方々が多いわけですから、当然、こういう構成をしっかりと考えていく必要があるし、この国民健康保険制度は、もともと社会保障制度だということを、国民健康保険法第1条でうたっています。

国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするとうたっているわけですから、当然、国が負担を増やすべきではないかと思えます。

実は、1984年のときは医療費の45%が国庫負担金だったんです。給付費の5割で、それが、医療費というのは医療全体ですよ、保険給付費というのは、3割負担を私たち窓口でやっていますけれども、それを除いた保険給付費の5割に変更されたんです。その後、国の負担分は45%、34%、32%と段階的に引き下げられていっている。もし、これを医療費ベースで考えるとどうなるかということ、国は5兆2,000億円から3兆7,000億円負担を増やすことになるんですね。これを小金井市で計算すると、今、国庫負担金は総額21億3,829万2,000円ですから、この1.6倍から2倍が収入増になるということなわけです。したがって、本来、国は国の責任として負担金を増やしていくことが必要ではないか、そのことを要求すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

併せて、繰入金の問題です。先ほども申し上げたように、もし、この8億8,500万円が入らなければ、1人当たりは3万4,948円の負担増になります。これでは到底、制度が維持できても暮らしが維持できなくなるというのは明らかであります。繰入金を堅持していけるように、国や東京都に要請すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

か。

○市民部長（藤本 裕） 幾つかご質問いただきました。

まず、統一保険料についてです。納付金の算定のご質問で若干触れましたが、都道府県が標準保険税率を決める際、管内で、統一の保険料水準とするか、医療費水準や所得水準等の状況から、市町村ごとにするかは、都道府県ごとに定められることになっております。また、示されました標準保険税率を参考に、市町村がそれぞれ保険税率を定めることになるため、適切な保険税率の設定に努めてまいりたいと考えております。

また、国への働きかけ等です。全国市長会においては、重点提言などにおいて、国庫負担割合の引上げなど、国民健康保険財政基盤の拡充強化を求めています。また、制度改革におきましては、公費投入の着実な実施を強く求めているところです。今回の制度改革につきましては、公費拡充等による財政基盤の強化が示されているところでありますが、医療保険制度の安定的な運営が維持できるよう、必要に応じて担当部長会や東京都市長会を通じて東京都や国へこれからも要望していく考えです。

それと、法定外繰入の関係です。今回の制度改革では、市町村の一般会計からの法定外繰入による赤字補填や繰上充用金による国民健康保険会計の実質収支の赤字は国民健康保険財政が抱える構造的な課題の一つとされており、それを含めた各種課題の解消を目的とし、持続可能な制度にするためにどうするかということから、制度設計が考えられております。

一方で、国は、今回の制度改革に伴い、保険税が急激に増加する場合は、被保険者負担の変化が緩やかになるよう配慮を求めています。国が配慮を求めるような状況の市町村などで、制度改革後すぐに一般会計の法定外繰入の解消が困難な場合は、国民健康保険運営方針の下、市町村は削減計画を策定するなどしながら、計画的に縮減解消すべき法定外繰入を解消することとされているところです。今後、検討していくことになると思います。

○24番（森戸洋子議員） 是非、大幅な国民健康保険の負担増にならないように、繰入金金を堅持していただくよう、また、国の負担を増やしていただくよう要請していただきたいということを要望しておきます。

★安心してらせるまちづくりへ 災害対策、寄付地について

最後の、市民が安心して快適に住めるまちづくりについてであります。地震がいつ起きるか分からないという状況の中で、この地震の対応については、より一層強めていくことが求められています。小金井市でも、地震が起こったときに、倒壊する家屋の一定

の予測もついておりまして、2,600世帯ぐらいが倒壊するという状況であります。そのときに、民間の建設関係の方々の応援を得て復旧対策に当たっていただくことが求められているのではないかと考えています。

東京都全体では、大体、今、多摩26市で23市が、建設業組合とは別の、いろいろな団体などと、復旧作業についての協定を結んでいます。小金井市は、人口統計調査を見ると、1,800人ぐらい、建設関係の仕事に就いている方がいらっしゃるわけで、是非、そういう方々との災害協定を結んでいただけないだろうかと思えます。過去にも、そういう協定を結ぶところまでいったという話も聞いていますが、いかがでしょうか。

また、国分寺市などを見ると、私立保育園の災害時の0歳から3歳児の受け入れ保育園の災害協定を結んでいらっしゃるようです。こういう、保育園などを含めて、私立保育園なども災害協定を結び、災害支援体制を強化していく必要があると思えますが、いかがでしょうか。

3点目に、災害井戸の問題であります。一番、ライフラインで困るのが水の問題です。災害井戸を今後とも発掘して、とりわけ公共施設、小・中学校などを含めて、災害井戸対策を強化していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。見解を伺います。

○総務部長（中谷行男） 答弁させていただきます。

地震の対応について、民間の災害支援の対策の強化をというご質問でございます。まず、1点目の、災害時における民間団体との災害協定の強化というご質問でございます。災害協定につきましては、地震や台風などによる大規模災害が発生した場合、食糧、飲料水などの物資が、避難所などでの不足が予想されます。

本市では、地域防災計画に基づき、災害時の充実強化を図るため、民間企業、団体、自治体等との協定を締結し、災害時における役割を定めております。

また、二次避難所、福祉避難所の開設等についてでございますが、こちらにつきましては、災害発生時に避難所や自宅での生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦等の要配慮者を受け入れるため、福祉避難所を開設することとしてございます。したがって、災害協定につきましては、引き続き取り組む必要があると考えており、今回、ご提案のありました個別の協定につきましても、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

それから、災害用の井戸の現状でございます。震災対策用井戸につきましては、給水方法の一部を補完するため、市が市内の施設井戸所有者の理解を得て、震災対策用井戸としまして指定をさせていただきます。付近住民に応急給水を実施するものでございます。指定させていただきました災害井戸につきましては、年に1回、水質検査を実施いたしまして、そちらの状況を確認するとともに、毎年、予算の範囲内で、維持管理等に伴う謝礼をお支払いさせていただいております。具体的な手続といたしましては、井戸の所有者の方と協定を締結させていただいた後、震災対策用井戸の標識を設置させ

ていただいております。現在、市内には 28 か所の震災用井戸を指定させていただいております。近況につきましても、1 件、ご相談をいただき、指定に向け手続をしているところがございます。

なお、震災対策用の井戸の指定条件につきましては、原則として、井戸水が飲料水その他の生活用水に適するものであること、また、屋外にあるなど、付近住民が使用しやすい場所にあることとなっておりますので、今後も、指定要件等につきましては、検討しながら、また指定も進めていきたいと考えてございます。

それから、今後の考え方についてでございますが、大地震等により災害が発生し、水道施設等が被害を受け、市民に飲料水等を提供することが困難となった場合については、付近住民に応急給水を実施するための必要な水源を確保する必要があることから、引き続き、震災対策用井戸につきまして確保を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、災害等が発生し、水道の断水等に対応するため、市内の小・中学校等に、現在、16 台の手動ろ過機を備蓄しているところがございます。現状と今後について、以上でございます。

○24 番（森戸洋子議員） 今、答弁いただきまして、是非、様々な民間団体との災害協定を広げていただくことを強く求めておきたいと思っております。

最後、東町一丁目の市に寄附された土地の対応についてであります。まず、現在の検討状況はどのようになっているのか伺います。簡単にお答えをお願いします。

○企画調整担当課長（今井哲也） 現在、寄附目的に沿った形での活用につきまして、関係各部課による各部調整会議を開催してきてございます。平成 27 年度に 2 回開催し、自立生活支援課において定期借地による社会福祉法人の活用について検討を進めていくことと整理してまいったところです。

本年度に入りまして、自立生活支援課における検討状況の報告と併せまして、管財課から今後の活用に係る協議の申入れがあり、平成 29 年 4 月 20 日、第 3 回の各部調整会議の開催により、管財課からは、民間事業者への貸付けのご提案、自立生活支援課からは、社会福祉法人による障害児・障害者福祉サービス事業所の施設整備について継続して検討を行うこと、本年 12 月を一定のめどに判断を示す方向であることが報告されたところです。

つきましては、本物件の活用について、自立生活支援課におきまして、本年 12 月をめどに各部調整会議において報告することとし、平成 29 年 5 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日までの間、資材置き場としての貸付、活用をすることを確認しているところでございます。

○24番（森戸洋子議員） 今、東町一丁目の東センターの東隣、約1,000平米の土地がありますが、そこを障がい者施設に使う方向だというお話がありました。私は、それに異論を唱えるつもりはないんですが、しかし、地元ではいろいろな声もあります。防災倉庫を置く場所がないということは、市長も耳に入っていることだと思いますし、また、子どもや高齢者がいる場所を作ってほしいという声も、私のところには寄せられています。そういう声を、是非、地元の声を聞く場というか、そういうものを持っていただきたいなど。社会福祉施設を作るにしても、例えば、貫井北町の特別養護老人ホームを作られるとき、説明会を行われて、地域貢献でコミュニティの場所を作るとか、幾つかご提案もあったと聞いています。そういうことも含めて、何らかの、地域にも還元できるものを作るように、複合的に作っていただけないようにしていただきたいと思うんですが、時間がなくてその辺、まとめて質問しました。市の見解を伺いたいと思います。

○福祉保健部長（佐久間育子） 障がい者施策において、こちらも検討していると、そのように答えさせていただきました。

地域の声を拾う仕組みについてのご質問でございました。この仕組みにつきましては、先ほど、議員の方からもご紹介がございましたように、社会福祉法人が施設整備していく場合、一定、地域貢献のための居室を設ける、そういった事例もあるところでございます。この件に関しましては、ご意見を受け止めさせていただきたいと存じます。

○総務部長（中谷行男） 防災倉庫の観点がございました。ご寄附者の意向としましては、福祉的な目標というのがあるんですけども、暫定的には、そういったことも踏まえながらも、一定、防災倉庫の活用というところについても、そこについては理解をいただけるということになってございます。ただ、防災倉庫につきましては、一定、建築要件等の考え方もありますので、引き続き地元の意見を聞きながら、全庁的に調整してまいりたいと思います。